

## 札幌市との消防通信指令事務の委託に関する規約の締結について

## 1 経緯

令和 7 年 10 月より札幌圏の 6 消防本部（恵庭市、札幌市、江別市、千歳市、北広島市、石狩北部地区消防組合）により運用開始する消防通信指令業務の共同運用に伴い、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、維持管理及び運用に関する事務委託の規約を札幌市と締結するため、令和 7 年第 1 回定例会に上程を予定しています。

## 2 事務委託規約の概要

- ・札幌市を受託団体とする 1 対 1 の締結規約
- ・委託事務の内容は消防通信指令事務
- ・経費の負担、予算の執行について規定
- ・連絡会議の設置について規定

## 3 規約（案）

別紙のとおり

## 4 運用開始までのスケジュール

| 日付           | 内容                        |
|--------------|---------------------------|
| R 6 . 11     | 令和 6 年第 4 回定例会厚生消防常任委員会説明 |
| R 7 . 3      | 令和 7 年第 1 回定例会上程          |
| R 7 . 4      | 札幌市消防局指令員研修開始             |
| R 7 . 8 下旬   | 完成披露式                     |
| R 7 . 9 中旬   | 119 番回線切り替え               |
| R 7 . 10 . 1 | 共同指令センター運用開始              |

以上